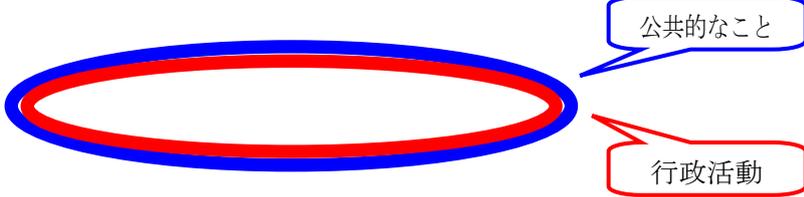


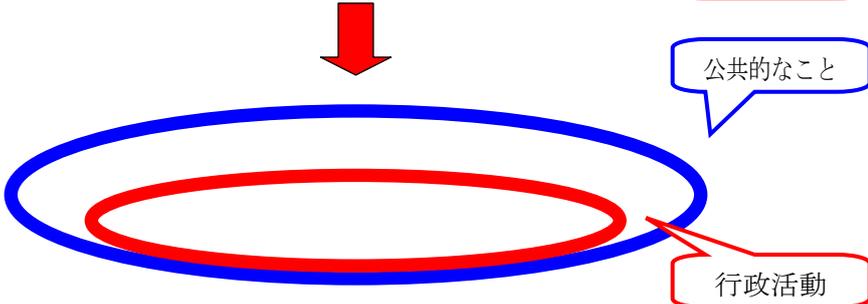
自治，行政活動の範囲について

(総務省「分権型社会における自治体経営の刷新戦略」報告書の図を一部修正)

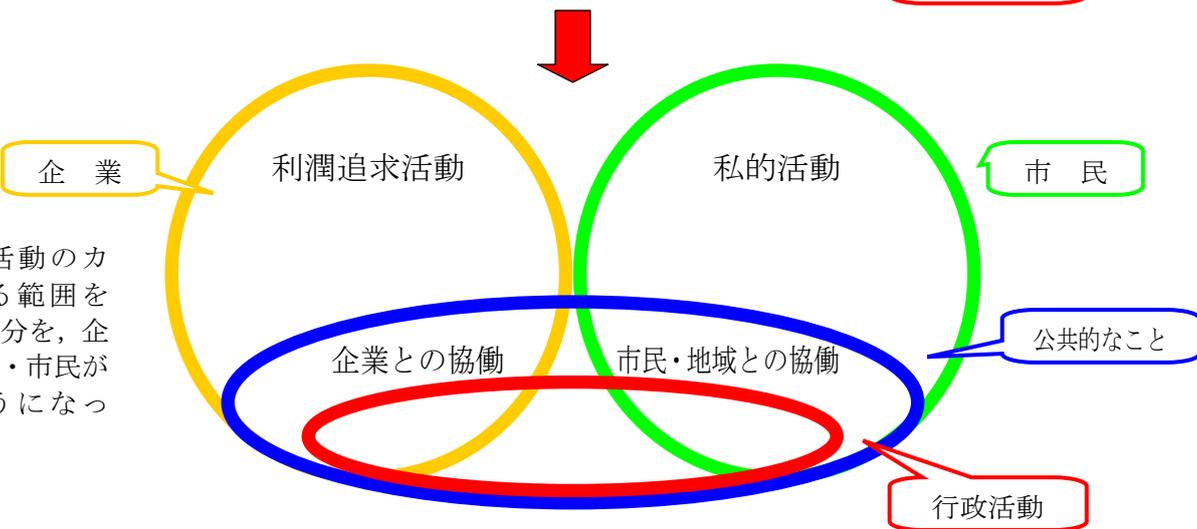
- 「公共的なこと」と行政活動が一致していた。



- 市民ニーズの多様化等により、「公共的なこと」の範囲が拡大してきた。



- 行政活動のカバーする範囲を超えた部分を，企業や地域・市民が担うようになってきた。



「公共的なこと」を処理していく活動＝「自治活動」と考えた場合に、

- ・ 「公共的なこと」の範囲を表現できるか（定義できるか）。
- ・ 「公共的なこと」のうち，行政活動として行うべきものは何か表現できるか（定義できるか） … 「自助・互助・共助」の範囲
- ・ 「自助・互助・共助」，「協働」，「補完性の原則」が必要になってきた背景には，多様化し，拡大しつつある「公共的なこと」に，きめ細かく対応していく必要性が高まっていることがあるのではないかと。

※ 補完性の原則…個人が自ら実現できることは個人が行い，個人では困難なことや非効率的なことを家族や地域社会といった小さな単位が，さらに，小さな単位では不可能なことを，市町村，都道府県，国といった大きな単位が順に補完していくという原理

<参考>行政が自ら行うべき範囲（行政活動の範囲）

<p>総務省 分権型社会における 自治体経営の刷新戦略 (平成17年3月)</p>	<p>本市 外部委託（アウトソーシング）の 推進に係る指針 (平成15年8月)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 公共的な福祉の増進に寄与するものか 	<p>—</p>
<ul style="list-style-type: none"> 自治体が直営でやるべきことか（権力的活動等） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 政策形成・決定に関する事、公権力行使（許認可、処分）に関する事 ② 秘密性や公平性、安定性の確保が不可欠なもの ③ 公的な支援、関与が不可欠なもの ④ 民間の育成や誘導、民間活動の活性化などに関する事
<ul style="list-style-type: none"> 財政状況が厳しい中でも敢えてやるべきことか 	<p>—</p>